

# 三木市地域クラブ愛称募集要項

～学校部活動から地域で支えるスポーツ・文化芸術活動へ～

令和 7 年 4 月  
三 木 市 教 育 委 員 会  
教育総務部 文化・スポーツ課

## 1 目的

少子化の中において、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境を確保・維持するため、学校部活動の地域クラブへの展開を進めています。今後、展開する地域クラブ活動に親しみを持っていただけるよう愛称を募集します。

## 2 募集内容

三木市地域クラブの愛称

## 3 応募資格

三木市に愛着のある方であれば、どなたでも応募できます。

※未成年者等の方は、親権者等の法定代理人の同意を得たうえで応募してください。

## 4 愛称の基準

- (1) 親しみやすく覚えやすいもの
- (2) 「三木市における地域クラブ活動展開ガイドライン」及び「三木市地域クラブ運営方針」の趣旨を踏まえ、スポーツや文化芸術活動の楽しさが伝わるもの

## 5 募集期間

令和 7 年 5 月 1 日(木)～5 月 30 日(金)まで必着

## 6 応募方法

次のいずれかの方法で、ご応募ください。

### (1) 電子申請システム

電子申請システムからご応募ください。電子申請システムの URL はホームページに掲載しています。

### (2) 持参もしくは郵送

「9 応募・問合せ先」へ持参もしくは郵送により提出してください。ただし、持参の場合による受付は、窓口の受付時間内とします。(受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時(ただし、土日祝日を除く。))

## 7 賞、審査及び結果発表

### (1) 賞

① 最優秀賞 1点

② 受賞者には次の記念品及び賞状を贈呈します。

最優秀賞受賞者に記念品として、大阪・関西万博の入場チケット 2枚を贈呈します。

③ 最優秀賞の選定において同一名称が複数ある場合は、抽選により受賞者を決定します。

④ その他、応募者の中から抽選で8名に大阪・関西万博入場チケット1枚を贈呈します。

### (2) 審査

三木市地域クラブ愛称選定委員会において審査し、最優秀賞を選定します。

### (3) 結果発表

① 受賞者本人へ通知するとともに、記者発表、ホームページ等にて公表します。

② 結果の発表は、令和7年6月下旬を予定しています。

## 8 その他応募上の注意事項

(1) 応募する名称及びその理由は、自作で未発表のものに限ります。

著作権等にかかわる問題が発生した場合は、すべて応募者の責任となります。

(2) 応募数に制限はありませんが、電子申請システム1回の申請につき1作品、応募用紙1枚につき1作品とします。

(3) 電子申請システムや応募用紙によらないものは、無効とします。

(4) 未成年者等の方は、著作権の権利譲渡等に関して親権者等の法定代理人の同意が必要になるため、法定代理人の同意を得たうえで応募するものとします。

(5) 応募用紙は、返却しません。応募作品の複製、データのバックアップ等は、応募者において対応するものとし、本市は責任を負わないものとします。なお、応募用紙（応募用紙に記載された事項が記載された用紙を含む。以下、項において同じ。）は、選定以外の目的で複製その他の利用に供しないものとし、最優秀賞が決定した後、最優秀賞の応募用紙を除き、本市が責任をもって廃棄

または消去するものとします。

- (6) 応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- (7) 選定に当たって、応募者に連絡する場合がありますが、最優秀賞の公表までは連絡の事実及びその内容を機密事項として取り扱っていただきます。連絡の事実及びその内容を第三者に口外することは、最優秀賞の公表まで認められません。
- (8) 前項までの規定に違反し、または違反するおそれがあると認められる応募作品は、無効とする場合があります。
- (9) 採用された名称及びその理由について、著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）、使用权、その他一切の権利は、三木市に帰属します。また、受賞者は、採用された名称及びその理由に関し著作者人格権に基づく権利行使は行わないものとします。
- (10) 応募者の個人情報、本募集に関する事務にのみ使用します。ただし、受賞者については採用された名称及びその理由とともに名前、住所（市区町村名まで）を公表させていただきます。
- (11) 応募作品の内容（愛称及びその理由）について、公文書の公開の請求に対して公開に同意しない場合は、応募用紙の備考欄に同意しない旨を明記するものとします。同意しない旨の意思表示がない応募作品については、著作権法第 18 条第 3 項の規定により、当該著作物を公衆に提供し、または提示することに同意したものとみなします。
- (12) 採用された愛称及びその理由が次のいずれかに該当することが判明した場合、採用決定後であっても採用を取り消すものとします。
  - ア. 応募用紙に虚偽の記載をした場合
  - イ. 第三者の知的財産権を侵害する場合
  - ウ. 第三者の作品と類似のおそれがあると認められる場合
  - エ. 三木市暴力団排除条例（平成 24 年三木市条例第 1 号）第 6 条に規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者など、排除措置対象者であると認められる場合
  - オ. 本要項の規定に違反していることが判明した場合

## 9 応募・問合せ先

〒673-0492 三木市上の丸町 10 番 30 号

三木市教育委員会 教育総務部 文化・スポーツ課

電話：0794-82-2000（代）（内線 3555, 3553）

FAX：0794-83-3699

メール：bunka@city.miki.lg.jp

※窓口受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日祝日を除く。）